省令

○厚生労働省令第二十八号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第二項、第二条第六項並びに附則第三条第一項及び第二項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第一条第六項」を「法第一条第八項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第二号中「第一条第六項」を「第一条第八項」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第一条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。）に係る期間（第二十二条において「請求期間」という。）について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主（以下この条において単に「事業主」という。）が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

一　事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

二　次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1)　当該被保険者が、対象事業所（当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。）から特定事業所（当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。）に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2)　当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1)　当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2)　当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ　当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料（同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）を納付する意思を表示している場合

三　事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

第二条中「法第一条第一項に規定する」を削り、「未納保険料」の下に「（法第一条第一項に規定する未納保険料をいう。第六条第一号において同じ。）」を加える。

第三条中「（同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）」及び「の各号」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　厚生年金保険法第二十八条の四第一項の規定による決定が行われた年月日

第六条中「の各号」を削り、同条第一号中「法第一条第一項に規定する」を削る。

第十九条の三中「の各号」を削り、同条第一号中「第一条第六項」を「第一条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「附則第三条」を「附則第三条第一項」に改め、「平成十三年法律第百一号」の下に「。第二十二条第二号において「平成十三年統合法」という。」を加える。

第二十一条の見出し中「旧船員保険法等」を「法附則第三条第一項の規定による旧船員保険法等」に改め、同条第一項中「附則第三条」を「附則第三条第一項」に、「船員保険法の規定」を「船員保険法（第二十二条第一号及び第二十三条第一項において「旧船員保険法」という。）の規定」に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条」を「同法第二十七条」に、「同法の」とあるのは「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」を「同法第二十八条の二第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十八条の二第一項」に、「同条第三項」を「同条第五項中」を「同条第七項中」に、「同条第六項及び第七項中「事業主」とあるのは「船舶所有者」と、法第二条第一項中「の事業主」とあるのは「の船舶所有者」と、「当該事業主」とあるのは「当該船舶所有者」」を「同条第八項中「第一項又は第二項の事業主」とあるのは「第一項の船舶所有者」」に、「同条第五項及び」を「法第二条第五項及び」に、「同条第十三項中「の事業主」とあるのは「の船舶所有者」と、」を「同条第十三項中」に、「「当該事業主」とあるのは「当該船舶所有者」と、法第三条」を「法第三条」に、「読み替える」を「、法第十五条中「同法第二十七条に規定する事業主」とあるのは「保険法第十条に規定する船舶所有者」と、「同法第八十二条第二項」とあるのは「旧船員保険法第六十一条」と、「当該事業主」とあるのは「当該船舶所有者」と読み替える」に改め、同条第二項中「附則第三条」を「附則第三条第一項」に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条」を「同法第二十七条」に、「「同法の」とあるのは「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」を「「同法第二十八条の二第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十八条の二第一項」に、「同条第三項」を「同条第五項中」に、「同条第六項及び第七項中「事業主」とあるのは「の農林漁業団体」と、法第二条第一項中「の事業主」とあるのは「の農林漁業団体」と、「当該事業主の」とあるのは「当該農林漁業団体の」と、「及び当該事業主であった個人を含む」とあるのは「を含む」と、同条第五項」を「同条第八項中「第一項又は第二項の事業主」とあるのは「第一項の農林漁業団体」と、法第二条第五項」に、「同条第十三項中「の事業主」とあるのは「の農林漁業団体」と、」を「同条第十三項中」に改め、「旧農林共済法第五十六条第二項」と」の下に「、「保険料を控除」とあるのは「掛金を控除」と」を加え、「「当該事業主」とあるのは「当該農林漁業団体」と、法第三条」を「法第三条」に、「読み替える」を「、法第十五条中「同法第二十七条に規定する事業主」とあるのは「農林漁業団体」と、「同法第八十二条第二項の保険料」とあるのは「旧農林共済法第五十六条第一項の掛金」と、「当該事業主」とあるのは「当該農林漁業団体」と読み替える」に改め、同条の次に次の二条を加える。